秋田市雄和基幹集落センター構内駐車場除排雪業務委託仕様書

秋田市雄和基幹集落センター構内の除排雪業務にあたっては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。

1 作業実施場所

秋田市雄和新波字樋口62番地2 秋田市雄和基幹集落センター構内

2 基本事項

- (1) 作業員は法令等の有資格者に限る。
- (2) 熟練した作業員を配置し、作業員の経歴書を秋田市に提出すること。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4 作業機材

除雪ドーザ (重量8 t以上)を使用すること。

5 作業の実施方法

- (1) 新雪除雪は新積雪深が概ね10cm以上になった場合又はなると予想される場合に実施し、秋田市の指示により速やかに作業を開始すること。
- (2) 圧雪層を完全に除去し、車道および駐車場内を完全除雪する。また、除雪した雪は秋田市の指示する場所に集積すること。
- (3) 秋田市の指示があった場合、遅滞なく排雪作業を実施すること。
 - ア 排雪作業を実施する場合は原則として現場代理人を派遣し、その代理人のもとに作業を実施すること。
 - イ 排雪にかかる単価は、令和7年度秋田市道路除排雪単価表によるものとする。
- (4) 受託者は作業中における交通等の安全確保には十分注意し、必要な標識の設置および円滑な交通誘導を行うこと。

6 作業時間

原則として午前8時までに作業を完了すること。

7 作業図面

別紙「秋田市雄和基幹集落センター除排雪箇所図」による。

8 その他

作業中に構内構造物等を破損した場合は、受託者の責任においてすみやかに原形復旧を図るものとする。